

■ 移動支援従業者養成研修課程について

従来、外出介護サービスに従事するためには、外出介護従業者養成研修（以下、ガイドヘルパー研修という。）の修了が要件となっていました。平成18年10月より外出介護サービスが市町村の実施する地域生活支援事業（移動支援事業）に移行し、その従事者要件は各市町村において定めることになりました。これに伴い、「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（厚生労働省通知）」は廃止されました。

しかしながら、移動支援事業のサービス提供者の資質向上を図り、障害者の自立した日常生活・社会生活をサポートする保健福祉人材を養成する必要があること等の理由から、沖縄県としては、当面の間の措置として、従来のガイドヘルパー研修に相当する研修を実施していく必要があると判断し、本課程を制定しました。

■ 本研修課程修了者の位置付け

本研修課程は介護福祉士等の有資格者を受講対象として、身体障害者に対するサービス技術の向上を図ることを目的として実施される研修課程です。

本研修修了者を移動支援事業の従事者要件として認めるかは各市町村の判断によります。